

感震ブレーカー設置費 補助金制度

地震による電気火災から
大切な家を守りましょう

地震発生時における電気に起因する住宅からの出火を防止するため、感震ブレーカーを設置する費用の一部を補助します。



富士市シティプロモーション大使
「さもにゃん」

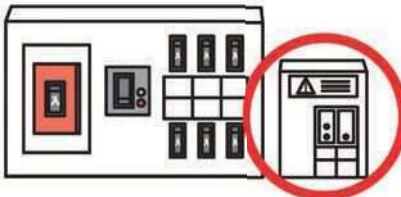
感震ブレーカーとは

感震ブレーカーは、設定値以上の地震の揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断し、電気火災を防ぐ効果的な機器です。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。過去の地震による火災の過半数は電気が原因です。感震ブレーカーを設置しましょう。

補助制度の概要

対象機器

一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格に適合する構造及び機能を有する機器
※コンセントタイプ、簡易タイプは、補助の対象ではありません。

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)
既存の分電盤ごと取り替えて設置する。 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し電気を遮断 ※工事が必要	既存の分電盤に追加して取り付ける。 分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し電気を遮断 ※工事が必要
 約5～8万円 (別途工事費用がかかります)	 約2万円 (別途工事費用がかかります)

対象者	補助対象経費・補助金額
富士市内に自らが所有または居住する 既存住宅 に感震ブレーカーを設置しようとする方	感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する 経費の3分の2以内 (千円未満は切り捨て)で 上限3万円
富士市内に 新築する住宅 に感震ブレーカーを設置しようとする方	感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する 経費で上限1万円

お問い合わせ

富士市消防本部
予防課

☎ 0545-55-2859
✉ fi-yobou@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはコチラ

⚡申請するには

電気工事を伴うため、まずは、お近くの電気工事店に、感震ブレーカーの設置について相談し、見積を御依頼ください。(注：電気を遮断するため、医療機器等への影響、夜間に作動した場合の照明の確保などの注意が必要です。)



電気工事店で見積書をもったら、**工事を依頼する前に**、申請に必要な書類を用意して、富士市消防本部予防課まで申請してください。

申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

※申請は先着順に受付け、期間内であっても、申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。
必ず工事前に申請をしてください。工事施工後のものについては申請できません。

【申請に必要な書類】

1. 補助金交付申請書(第1号様式)
富士市ウェブサイトからもダウンロードできます。
2. 設置する建物が、「富士市内」の「住宅」であることが分かる書類の写し
例：申請年度分の固定資産税納税通知書及び課税明細書(「居宅」と表示されている部分)、名寄帳、申請する建物の固定資産評価証明書、建物の登記事項証明書、建築確認済証など
3. 感震ブレーカー設置予定場所の写真 ※新築住宅の場合は図面等
4. 補助対象経費の見積書の写し ※新築住宅は感震ブレーカーの金額が分かるカタログ等の写し
5. 設置しようとする感震ブレーカーの種類が分かる書類の写し
6. 住戸数が確認できる書類の写し ※複数の住戸に設置する場合に限る。
例：建物図面など



書類審査後、市から補助金交付決定通知書を申請者宛に送付します。

補助金交付決定通知書が届いてから、
電気工事店に工事を依頼してください。

詳しくは富士市ウェブサイトをご確認ください。

富士市感震ブレーカー補助金

検索



富士市シティプロモーション大使
「さもにゃん」